

事務連絡
令和3年4月21日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課地域保健室
厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

保健所等における新型コロナウイルス感染症対応に資する
電話通訳サービスについて（令和3年度の取扱）

厚生労働省としては、訪日・在日外国人や外国人の対応を行う保健所や医療機関を支援するため、専用の電話通訳サービスを設置しているところですが、令和3（2021）年度については下記のとおりのお取り扱いとしますので、貴管内関係機関への周知をお願いいたします。

記

1. 対象機関

全国の保健所及び新型コロナウイルス感染症患者やその疑い患者の診察を行う医療機関並びに外国人が滞在する宿泊療養施設

2. 対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、ベトナム語

3. 対応期間

2021年4月～当面の間
期間中24時間対応

4. 通訳サービス専用番号

- ① 03-6436-4818（保健所）
- ② 092-687-5078（医療機関・宿泊療養施設）※4月23日（金）より開始

（注）4月22日（木）までは、①の番号で医療機関等も対応していますが、23日（金）より②の番号になりますのでご注意ください。

5. 利用料金

無料（通話料は利用者負担）

6. 参考資料

【別添1】 電話通訳サービスのご案内（保健所）

【別添2】 電話通訳サービスのご案内（医療機関・宿泊療養施設）

【別添3】 言語確認シート

【照会先】 厚生労働省健康局健康課地域保健室 林、萩原

TEL:03-5253-1111（内線 2398, 2335）